エ　前述ア及びイは更生計画認可決定日に、ウについては完納日に免除を受ける。ただし、イについて徴収する権限を有する者の同意を更生計画認可決定日以後に得た場合、当該同意を得た日に免除を受ける。

⑵　納付方法

前述⑴による免除後の金額は、第１回分割弁済日に一括納付する。

第２　労働債権

１　退職一時金等

⑴　確定更生債権額

退職一時金等に関する確定更生債権の債権者数及び債権額の詳細は、「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」（別表14）記載のとおりである。

確定更生債権額　　7144万7927円
別表14

件数　10件

⑵　権利の変更及び弁済方法

「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」（別表14）記載の弁済額欄記載の金額を、第１回分割弁済日に一括弁済する。開始後利息及び遅延損害金がある場合は、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。本更生計画案提出後、更生計画認可決定日の前日までの間に退職した従業員の退職一時金に関する確定更生債権について、会社更生法140条２項の定めに基づく届出がなされ、当該債権が確定した場合も同様とする。

２　確定給付企業年金に関する特別掛金

更生手続開始決定日に生じていた企業年金規約に基づく特別掛金の拠出義務のうち、優先的更生債権部分に相当する部分（開始決定日においては６億3256万8000円）については、第１回分割弁済日以降、第７回分割弁済日までの間、規約に従って毎月月末までに弁済する（平成24年７月においては月額770万円）。規約に基づき弁済する場合において、第７回分割弁済日までの間の規約に基づく弁済額の合計が６億3256万8000円に満たないことが見込まれる場合には、法令の範囲内で規約を変更し、第７回分割弁済日までの弁済額の合計が６億3256万8000円となるよう弁済する。

第４節　一般更生債権

第１　確定更生債権（後述第２から第４までを除く）

１　確定更生債権

確定更生債権の債権者数、債権額及び詳細は、「一般更生債権弁済計画表」（別表15）記載のとおりである。

確定更生債権額

2425億6436万7901円及び額未定
別表15

件数　574件

２　権利の変更

⑴　権利の変更に関する原則

ア　更生計画認可決定日における権利の変更

更生計画認可決定日に、

ⅰ　元本等一般更生債権については、更生計画認可決定日における確定更生債権の66.1％

ⅱ　開始後利息及び遅延損害金については、全額

の免除を受ける。

なお、前述ⅰの66.1％は、下記の算式を基に算出したものである（このアにおける確定更生債権及び確定更生担保権には、本更生計画案提出時において、確定していない未確定更生債権等、停止条件が成就していない停止条件付更生債権、後述第３の１に基づき確定更生債権とみなされない保証債務履行請求権たる更生債権、届出に付された条件が成就していない予備的届出がなされた更生債権、開始後利息及び遅延損害金並びに延滞金等、を含まない。）。

記

【分母額－（2000億円－（確定更生担保権の総額＋確定した優先的更生債権の総額））】÷確定更生債権の総額×100

イ　第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までにおける権利の変更

元本等一般更生債権については、第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までの各分割弁済日において、本更生計画に基づく免除前の確定更生債権に下記の算式により算出される割合（百分率）を乗じた額（当該分割弁済日前までに免除された額を除く。）につき免除を受ける（このイにおける確定更生債権及び確定更生担保権は、①本更生計画に基づき弁済及び免除される前のものであり、②当該分割弁済日において、確定していない未確定更生債権等、停止条件が成就していない停止条件付更生債権、後述第３の１に基づき確定更生債権とみなされない保証債務履行請求権たる更生債権、届出に付された条件が成就していない予備的届出がなされた更生債権、開始後利息及び遅延損害金並びに延滞金等、を含まない。）。

記

【分母額－（スポンサー支援金額－（確定更生担保権の総額＋確定した優先的更生債権の総額））】÷確定更生債権の総額×100

ウ　追加弁済⑥をする日又は第７回分割弁済日のいずれか遅い日における権利の変更

元本等一般更生債権については、後述３⑵⑥の追加弁済⑥をする日又は第７回分割弁済日のいずれか遅い日において、当該日に残存する確定更生債権のうち、下記ⅰ及びⅱの弁済を受ける部分があれば当該部分を除く全額の免除を受ける。なお、未確定等確定日において、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の停止条件付更生債権については、後述３⑵⑥の追加弁済⑥をする日（追加弁済⑥がなされない場合には第７回分割弁済日）前に条件成就するものを除き、条件不成就とみなす。

記

ⅰ　当該日以後に弁済する後述３⑴及び⑵①②③④⑤の弁済（後述第２から第４まで及び第５章に基づく後述３⑴及び⑵①②③④⑤の弁済を含む。）。

ⅱ　後述３⑵⑥の弁済。

⑵　社債及び新株予約権付社債の権利の変更

社債及び新株予約権付社債に係る更生債権については、更生計画認可決定日に指名債権に権利変更し、社債、株式等の振替に関する法律の定めにかかわらず、更生計画認可決定日における更生債権者を権利者として、前述⑴の適用を受ける。

⑶　内部債権の権利の変更

「内部債権一覧表」（別表19）記載の内部債権については、前述⑴にかかわらず、更生計画認可決定日に、全額の免除を受ける。

また、「未確定更生債権一覧表（査定）」（別表21）整理番号12記載のＥＢＳの更生債権のうち、ＥＢＳが当該更生債権の全てをＥＢＳの株主に現物配当したと仮定した場合に混同により消滅する部分については、前述⑴及び後述３にかかわらず、各弁済日において、①弁済せず、②弁済しない額の免除を受ける。

なお、ＥＢＳが更生会社に対する更生債権の全てをＥＢＳの株主に実際に現物配当した場合は、前述の弁済しない部分に係る更生債権は混同により実際に消滅する。

３　弁済の方法

前述１の更生債権については、確定更生債権額を限度として、以下のとおり弁済する。

⑴　確定額弁済

第１回分割弁済日から第７回分割弁済日まで、下記表の弁済率により、「一般更生債権弁済計画表」（別表15）記載のとおり、分割弁済する。